

別紙 1

(1) 変異原性が認められた届出物質

名称公表 通し番号	名称公表年月日 名称公表告示番号	名称	構造式	性 状	用途の例
1	30539 令和4年12月27日 厚生労働省告示第373号	4- (トリクロロメチル) ベンゾニトリル	別添参照	白色～微黄色固体	農薬の製造中間体
2	30585	1-アゾロモエチルニプロキシン-10-メチルエチル 【モノ (又はビス又はトリ) ス (1-アフェニルエチル) フェノキシ] メチル) オキシランを主成分とする、(クロロメチル) オキシラントトリス (1-フェニルエチル) フェノールとビス (1-フェニルエチル) フェノールと (1-フェニルエチル) フェノールの反応生成物	別添参照	白色固体	医薬品開発用中間体
3	30614	(2S, 3R, 4S, 6R) -6- { [(1S, 3S) -3-アセチル-3, 5, 12-トリヒドロキシ-10-メチル-6, 11-ジオキソ-1, 2, 3, 4, 6, 11-ヘキサヒドロテトラセネ-1-イル] オキシ] -3-ヒドロキシ-2-メチルオキサソ-4-アミニウムクロリド	別添参照	赤橙色の粉末	医薬品中間物
4	30620	3-アミノ-2, 8-ジメチル-5-フェニルフェナジン-5-イル Δ=クロリド	別添参照	黒色粉末	めつき浴添加剤
5	30622	1-アミノ-2- (N-ヒドロキシエタンイミドイル) アントラセ-9, 10-ジオンを主成分とする、2-アセチル-1-アミノアントラセ-9, 10-ジオンと硫酸ビス (ヒドロキシアンモニウム) の反応生成物	別添参照	暗赤色固体	染料中間体
6	30624	2- (N-エチルアニリン) エチル=3-クロロプロパノア-1-ト	別添参照	淡黄色液体	中間物 (合成原料)
7	30631	1- (ジフェニルメチル) アセチル-3-イルニプロキシン	別添参照	白～黄色固体	医薬中間体または原料
8	30673	N, N'- (フルオランテン-3, 8-ジイルビス [アザンジイル (9, 10-ジオキソ-9, 10-ジヒドロアントラセ-4, 1-ジイル)]) ジベンズアミド	別添参照	黒色固体	染料中間体
9	30726	1-アゾモグタ-2-イル	別添参照	微黄色液体	医薬品原料
10	30732	1- [2-クロロ-3- (2-メチルプロポキシ) プロピル] ピロリジン	別添参照	微黄色液体	医薬品原料
11	30790	令和5年6月27日 厚生労働省告示第217号	別添参照	黄褐色～赤褐色油状物	医薬品製造中間体
12	30835	1, 4-ビス [(2-ヒドロキシエチル) アミノ] アントラセ-9, 10-ジオンと1, 4-ビス [(3-ヒドロキシプロピル) アミノ] アントラセ-9, 10-ジオンと1- [(2-ヒドロキシエチル) アミノ] -4- [(3-ヒドロキシプロピル) アミノ] アントラセ-9, 10-ジオンの混合物	別添参照	暗青色粉末	毛髪の染色
13	30865	4-フルオロ-2-メトキシ-5-ニトロアニリン	別添参照	うすい黄色～褐色粉末～結晶	製造用原料
14	30869	9-アゾモグタ-1-オール	別添参照	半透明結晶	電子材料製造中間体
15	30892	2-ヨード-2-メチルプロパニトリル	別添参照	淡黄色～濃赤色液体	化学合成品原料

16	30901 令和5年9月27日 厚生労働 省告示第281号	2-アミノ-4-ニトロ安息香酸	別添参照	黒色～茶色粉末	染料の原料
17	30915	1-[2-(エタンシルホニル)エチル]-2-メチル-5-ニトロ -1H-イミダゾール	別添参照	淡黄色の結晶性の粉 末	医薬品原料
18	31069	2-(2-メトキシエトキシ)エチル=メタンシルホニート	別添参照	無色透明液体	合成中間体

(2) これまで指針に基づく措置を要請した物質のうち、指針の対象から除外する物質

1	29973 令和4年3月25日 厚生労働 省告示第84号	(4Z)-4-(ヒドロキシミノ)-1-[5-O-(2-メチ ルプロパノイル)-β-D-リボフラノシル]-3,4-ジヒドロピ リミジン-2 (1H) --オン (別名: モルヌピラピル)	別添参照	白色の固体	医薬品原料
---	------------------------------------	--	------	-------	-------

(除外する理由)

この物質は、変異原性試験の結果、強度の変異原性が認められる旨の意見を得たため、令和4年12月7日付け基発第1207第2号及び第3号により指針の対象としていたが、その後、いずれも陰性との報告がなされている各種変異原性試験(実験動物等を用いる染色体異常や遺伝毒性に関連する試験を含む。)の結果に関する情報が得られたため、改めて有識者による総合的評価を行った結果、本物質には強い変異原性が認められるとした以前の評価については見直しを要すると判断されたため。